退職所得課税制度の拙速な見直しに反対し、慎重な議論を求める意見書

令和5年6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2023(骨太方針)」において、「成長分野への労働移動の円滑化」の方策として、「退職所得課税制度の見直し」を行う方針が盛り込まれた。このことは当時大きな注目を集めたものの、その後、政府・与党は税制改正に係る議論において具体的な結論を出すことを見送ってきた経緯がある。

そのような中、本年3月5日の参議院予算委員会における石破茂内閣総理大臣の「慎重な上に適切な見直しをすべきだと思っている」旨の発言が多くのメディアでも取り上げられ、多くの国民の間では再び将来を心配する声が上がっている。

現行の退職所得課税制度は勤続年数に応じた控除制度を設けることにより、長期に わたる勤続を奨励するとともに、老後の生活資金の確保を支援するという目的を有してい ると考えられる。言うまでもなく、退職金は公的年金に加えて老後の生活を支える重要な 資産であり、制度の見直しによって控除額が縮小するなど、課税が強化されると受取額 が減少し、生活設計の見直しを迫られるほど重大な問題となる。

また、国が対象者の拡大や拠出限度額の引上げを進めてきた個人型確定拠出年金 (iDeCo)や、中小企業の経営者や個人事業主が廃業・退職時に備えるための重要な制度である小規模企業共済なども一時金として受け取る場合は退職所得として扱われる。これらに対する課税強化は、国民の老後資産の形成を阻害するだけでなく、中小企業の経営安定にも悪影響を及ぼす可能性がある。

令和5年4月12日の新しい資本主義実現会議において、当時の岸田文雄内閣総理大臣から「労働移動の円滑化を阻害しているとの指摘のある、退職所得課税制度」という発言があった。また、令和6年度与党税制改正大綱には「退職所得課税については、勤続年数が20年を超えると一年あたりの控除額が増加する仕組みが転職などの増加に対応していないといった指摘もある」との記述がある。

しかしながら、退職所得課税制度が労働移動の円滑化を阻害しているという指摘に明確な根拠はなく、前述の参議院予算委員会において、加藤勝信財務大臣も「政府として現時点で退職所得課税と転職との関係等について何らかの見解を持っているわけではない」旨を認めている。

退職所得への課税が強化されると、労働者にとって経済的不安が増し、むしろ転職や起業の意思決定に影響を与える可能性もある。企業側にとっても長期雇用のインセンティブが弱まり、雇用の安定性が損なわれる可能性がある。

よって、国に対し、退職所得課税制度の拙速な見直しを行うことに反対し、慎重な議論を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月24日

提 出 先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣(経済財政政策)